

令和 5 年 5 月 31 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01253

研究課題名(和文) 差別されない権利の先端的課題

研究課題名(英文) The Research of the Right to be no discrimination

研究代表者

木村 草太 (Sota, Kimura)

東京都立大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：50361457

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：研究期間を通じ、差別と差別されない権利を法概念として明確化し、また、夫婦別姓問題・離婚後の子どもに対する合理的配慮の不足・同性婚そのほかの性的マイノリティの権利などについて、各論的に深い考察を行った。

本研究が行われるまで、差別の定義は混乱していた。本研究は、それを整理し、問題を丁寧に分節することに成功した。特に、差別と偏見の差異は、価値と事実認識という古典的な分類軸により整理ができる。特定の人種や性別に対する貶価的価値観と、誤った事実認識は、いずれも「差別」と呼ばれてきた。しかし、それぞれ性質が異なり、その問題の解消方法も異なる。本研究はこれを出発点にすることで、差別概念の整理を進めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究には多くの学術的意義があるが、特に重要なのが次の二点である。第一に民法750条の法的位置づけが、憲法学説・民法学説ともに不明確になっていたことを明らかにした。通称使用が一般に認められていることから、民法750条は強行規定なのかという論点はこれまで議論されたことがなく、ここに論点があることを発見した。

第二に、同性間の婚姻について、近年、「婚姻は生殖関係のみを保護するから、同性カップルにその利用を認める必要はない」という説明がなされるが、この説明がどこにさかのぼるかということを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Through this period, this study clarified the concept of discrimination and the right not to be discriminated against as a legal concept, and also made in-depth research on specific issues such as the issue of different surnames for married couples, lack of reasonable consideration for children after divorce, same-sex marriage and other rights of sexual minorities. Until this research was conducted, the definition of discrimination was confusing. This research succeeded in sorting it out and carefully segmenting the problem. In particular, the difference between discrimination and prejudice can be organized by the classical classification axis of value and fact recognition. Both the degrading values of certain races and genders and the erroneous recognition of facts have been called "discrimination." However, they are different in nature, and the solution to the problem is also different. This research proceeded with organizing the concept of discrimination.

研究分野：憲法

キーワード：差別されない権利 平等権 夫婦別姓 同性婚 同氏合意 偏見

## 1. 研究開始当初の背景

差別されない権利の法的扱いには、様々な困難があった。

まず、この権利と平等権との関係を整理することが難しく、アメリカやドイツの憲法訴訟でも、平等権の保障とは別に、差別されない権利をどう観念し、どのような内容の権利とするかは、模索が続いている。このため、どの国でも、差別されない権利の内容をどのように理解するか、精密な定義が求められていた。

また、差別は、国家と個人という公法的な関係のみならず、地域社会や契約・就職・労働などの私法的な関係においても生じ得る現象である。そして、そうした私法的関係における差別は、しばしば、戸籍や政府言論などの公法上の制度や行為によって増幅される。このように、私法と公法、私人間関係と統治機構における諸要因が複雑にからまることにより、差別されない権利の実現は、丁寧な問題の分節と、それぞれに対する適切な法概念・法制度の構築によってなされねばならない。問題の複雑性が、差別されない権利を実現するための第二の困難であった。

## 2. 研究の目的

本研究は、「差別されない権利」に関する先端的問題について、憲法学上の解決を与えることを目的とした。

憲法 14 条 1 項は、「差別されない権利」を保障している。この権利は、一票の格差問題、尊属殺問題、国籍における女性差別など、様々な領域で援用され、多くの人の権利を実現してきた。しかし、日本では、多様な家族の保護、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムへの対応など、先端的問題領域において、未だこれらの権利が実現できない領域も多い。本研究は、そのような差別されない権利によって解決されるべき先端的問題について研究を行うことを目的とする。

## 3. 研究の方法

これを踏まえ、本研究は、研究期間内に以下の四つの作業をすすめた。

第一に、差別されない権利が、具体的な訴訟などの場面でどのような役割を期待されているのかを明らかにした。

第二に、差別されない権利が実現できない事態が、なぜ生じているかの原因分析である。先に指摘したように、差別されない権利は、その概念が平等権と混同される一方、公法的関係と私法的関係が交錯する中で侵害されるものであり、差別されない権利が問題となる具体的事例を分析することで、何が権利実現を阻害しているのかを研究した。

第三は、差別されない権利を実現するための統治機構上の工夫を研究すること。単純多数決民主主義の下では、差別されない権利は不完全な形でしか実現できない。また、他方で、裁判所による違憲立法審査にも、一定の限界がある。差別されない権利を実現するには、それを民主的なプロセスの中で実現するための工夫が必要である。本研究では、その在り方も研究した。

第四に、伝統的な統治機構の体系と、差別を抑止するための工夫の調和の在り方を明らかにした。

## 4. 研究成果

### (1) 初年度(平成 30 年度)

初年度は、憲法上の平等権について研究を行い、年度初頭に法学教室に平等権の違憲審査基準に関する論文を公表した。また、10 月には、日本公法学会において、平等原則と非差別原則、そしてそれに関連する他の憲法上の原則との関係を検討し、報告を行った。さらに、年度終わりには、性同一性障害を理由とした戸籍上の性別変更について、欧州人権裁判所・ドイツ憲法裁判所の判例を調査し、それと日本法の比較を行う研究を進めた。

本年度の研究成果は、平等権と差別されない権利が重なる部分とそうでない部分を解明したこと、それらの権利が、他の権利とどのような関係にあるかを明らかにすること、の二点にあったといえる。まず、平等権の違憲審査基準について、従来型の見解は、いわゆる三層審査を行おうとするが、それはアメリカ法の恣意的な再構成であり、その背後にある実体的権利を確定することなしに、審査基準論を精密化することはできない。本研究において、三層目の厳格審査は、実は平等権ではなく、差別されない権利に関する違憲審査基準であることを解明した。

次に、しばしば平等権については空虚論が唱えられ、他の実体的権利を行使できるときに平等権を行使する理由は弱いと言われたりする。この点は、確かに正しいと言えるが、実際の訴訟では、実体的権利と平等権が並行的に行使され、相互に補強し合う関係にあることもある。これは理論的に見ると不思議な現象だが、実務家の発想を誘発させる何かがあるのも事実であろう。ここまでが本年度に解明できた内容であり、来年度は、その「何か」を検討することが課題となる。課題が明確になったという点も、大きな成果となっており、今年度の研究は成功裡に終了したといえる。

### (2) 第二年度(平成 31・令和元年度)

第二年度は、採択課題について、諸外国の差別対策法理の研究を進めるとともに、研究業績を

雑誌論文の形で公表した。また、秋には、学会にて、国内の問題状況についての研究報告も行った。

まず、本年度は、ヨーロッパ人権裁判所、アメリカ連邦裁判所、ドイツ憲法裁判所の諸判例を研究した。分野としては、トランスジェンダーや同性婚に関するもので、諸外国と日本法の比較の上で、ベースラインの設定の仕方が異なる点などについて研究を深めた。

公になった研究実績としては、専門雑誌に、平等原則と非差別原則を概観する論文を発表した。同論文では、同性婚などの問題については、いわゆる権利着目アプローチと、平等着目アプローチがあり、アメリカ法の権利着目アプローチには、幾つかの問題があることを分析した。また、日本の最高裁判例においては、平等原則と立法裁量の問題について、時間的視野のないままに、過去の不合理を解消するための立法裁量と、将来の不合理を解消するための立法裁量の区分の重要性を意識しないものがあり、同一の裁判官が、ある判例では過去の不合理的解消のための立法裁量を認識しつつ、別の判例ではそれを認識しないという現象が起きている。最高裁判事レベルで、適切な理論の認識ができていない現状の問題も指摘できた。

秋には、全国憲法研究会にて、特に沖縄問題について研究発表を行った。差別感情は、合理的配慮や適性手続の不足を招くことが指摘されており、沖縄米軍基地問題の歴史から、その点を研究する報告を行った。

差別と構造的な類似性を示す問題として、政教分離問題がある。今年度は、専門雑誌に政教分離問題に関する研究も発表し、別分野の構造を分析し、研究分野の構造を明らかにするという手法での研究も実績として示すことができた。また、関連分野としては、権利主体たる子どもの問題にも取り組んだ。新しい研究分野を発見するきっかけとなると思われる。

#### (3) 第三年度(令和2年度)

第三年度の成果は、大きく分けて4つある。第一に、アメリカのローレビュー論文や、日本国内の差別に関する研究書などを基に、差別の概念に関する研究を進めた。この研究の結果、差別という問題は単一の規範でとらえられる問題ではなく、偏見(人間の類型に向けられた誤った事実認識)に基づく行動の禁止、人間の類型情報の無断利用の禁止、主体性否定判断の禁止、そして、差別感情・評価に基づく行動の禁止が必要であることが分かった。この点は、2021年度以降、論文にまとめ発表された。

第二に、憲法訴訟の現場では、差別されない権利は家族法の分野で大きな問題となっている。今年度は、第二次夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟の研究を進め、また、離婚後共同親権の問題についても研究を進めた。これらの事例では、平等権・差別されない権利が問題となる。選択的夫婦別姓訴訟については、同氏合意による区別・不平等の有無が問題となっており、ありとする形で結論を得た。これをまとめた論文は2021年度中に公表される。同性婚訴訟については、一年研究を進め、2021年3月に重要な判決が出た。判決を分析する準備は2020年度中の研究で整っている。離婚後共同親権については、引き続き研究を進め、改めて、父母の協力関係があれば現行法で問題なく、協力関係がなければ適時の親権行使に関する合意ができないため不相当で、現行法に憲法上重要な問題はないとの結論が確認された。

第三に、コロナ禍の下、補助金や休業要請に関する平等権の在り方も研究し、幾つかの論稿にまとめた。

第四に、11月に起きた日本学術会議の問題については、思想・信条による差別の観点から研究を進めた。

#### (4) 第四年度(令和3年度)

第四年度は、差別されない権利について古典的な論文を検討するとともに、統計的差別やプライバシー権と交錯する領域などについての先端的な判例や論文の分析を行った。

本年度の実績は、差別概念について、次のような知見を整理できたことである。差別は、人間の類型に向けられた否定的感情・蔑視感情と定義できる。この差別という態度は、複数の行動に現れる。まず、第一に偏見の強化。偏見は、人間の類型に関する誤った事実認識と定義できる。感情や評価ではなく、事実認識である点で、差別と偏見は区別できる。

ただし、差別は、偏見を強化する。これが差別の第一の表れである。第二に、差別は、相手の属性情報一性別や人種、性的指向、出身地などを利用して行われる。差別的扱いに同意する人などいないから、差別は必然的に個人情報コントロール権の侵害を伴う。第三に、差別は、自律的な行為を、統計により予期する方法で行われることがある。この場合、当人の自律的行為のほのほのものが、当人の属性に内在する確率の発現と扱われる。さらに、第四に差別は合理的配慮の否定という形でも現れる。非常に容易に配慮できる事柄をあえて配慮しないのは、差別感情が背景にあるためである。偏見、個人情報の無断利用、自律性否定判断、自律的行為の確率的判断は、いずれもそれ自体が問題だが、背景に差別があることが多い。差別は態度であり、その態度は、複数の種類のふるまいを帰結する。このため、差別概念は様々なものが混同しやすい。この点を解明し、論文にまとめた。また、こうした差別の問題を内在する様々な論点について研究を進め、判例を整理して分析する研究も行った。総じて、差別関係の判例や議論は、あまりにも複雑な問題を区分けせず議論するため、非常に混乱する傾向があることが判明した。

#### (5) 第五年度(令和4年度)

最終年度は、採択課題の最終年度として、ここまでの研究を総括しつつ、最新の課題に一定の方向を示すための原稿をまとめることを目指した。まず、最も成果が上がった領域として、家族法と差別されない権利の関係がある。本年度は、日本国憲法24条の制定に伴う民法改正の歴史

を検討し、それと戦後の独仏家族法の改正経緯と比較しながら、その先進性や改正の方向性を分析した。これは、現代の差別されない権利の最先端問題が現れた夫婦別姓訴訟や同性婚訴訟の検討につながる。また、家族法の詳細な分析を進め、個別法の詳細な内容を検討しないと、憲法判断ができないということを示すことができた。民法 750 条の法的効果について未解明な部分があることを発見したことが重要な学界への貢献である。

次に、差別されない権利の関係で、欧米の文献を中心に「差別」概念を検討した。差別概念は、日本の最高裁判所の初期判例と同様に、「区別すること」ととらえられてきた。20 世紀までに問題となった差別は、女性に選挙権を付与しない、異人種間の婚姻を認めないといった差別であり、「差別」を区別すること、「女性差別」・「人種差別」を性別で区別すること、人種で区別すること、といった概念定義をして、それをやめるべきとすれば処理できた。しかし、21 世紀に入り、女性や特定人種へのアファーマティブアクションが問題となる。これは、差別解消のための性別・人種での区別なので、「性別で区別しない」・「人種で区別しない」というだけでは解決できない。また、これ自体が差別という批判も生ずる。このため、差別の概念を、ただ区別することではなく、ある種の悪性を伴う区別と定義したうえで、差別の悪性の概念を整理する必要が生じてきた。ここまでを欧米の文献を参照し、整理して、今後の研究課題を示した。

#### (6) 総括

本研究では、以上の成果に加え、差別されない権利とプライバシー権が深い関係をもって研究されるべきことを明らかにした。差別は、人種や性別、性的指向といった対象の属性に関する個人情報に着目して行われる。他方、プライバシー権は、個人情報に関する管理や利用の適正を図ることを目指し発展してきた権利だ。とすれば、両者はともに個人情報の利用に関する権利としての共通点を持つ。しかし、二つの権利に関する研究には距離があった。両者を架橋する理論が必要だということが発見したのが本研究の成果である。

まず、差別されない権利は、人種や性別による異なる取り扱いがもたらす害悪や、尊厳の侵害に注目した研究が積み重ねられてきた。差別されない権利研究の古典としては、1949 年のタスマン & テンブルーク「法の平等な保護」(Tussman & tenBroek, "The Equal Protection of the Laws" 37 Calif. L. Rev. 341 (1949)) が挙げられる。同論文は、アメリカ合衆国憲法第 14 修正の平等保護条項の解釈論と判例分析を通じ、立法目的を基準とした過少包含・過大包含の概念を提出した。例えば、スピード違反を取り締まるために、黒人の違反者だけを取り締まるのは過少包含だし、違反をしていない黒人にまで罰金を科せば過大包含の差別となる。

立法目的を基準とした包含関係に着目した理論は、形式的で汎用性が高い。この理論は、実務にも大きな影響を及ぼし、アメリカ以外の平等条項の適用にあたってもしばしば参照される。日本法もその例外ではなく、例えば、戸松秀典『平等原則と司法審査』(有斐閣・1990 年) など、日本の平等権に関する研究も、この理論に重大な関心を寄せている。

しかし、その後の差別されない権利の研究は、こうした形式論理だけでは、差別されない権利の本質をとらえきれないのではないかという問題を立て、タスマン & テンブルーク論文を批判してきた。著名な例が、オーウェン・フィス教授の「集団と平等保護条項」(Owen Fiss, "Groups and the Equal Protection," Philosophy & Public Affairs, Vol. 5, No. 2 (1976)) だ。同論文は、立法目的を基準とした形式論理だけでは、歴史的に差別されてきた集団への特別な配慮の必要性を見落とすことになると警鐘をならす。この論文が出版された 1970 年代以降、アメリカでは、大学院での人種学など、積極的差別是正措置の平等原則適合性が激しく争われていた。区別の形式だけを問題にすると、公共交通機関や小学校での人種の分離も、差別是正のための人種特別枠も同じように不当な人種による区別だということになってしまう。フィス論文は、そこで集団不遇禁止の原理 (Group-Disadvantaging Principle) を導入する。これは、集団として格下げする扱いを差別の本質として、そのような性質を伴うものだけを平等権侵害と扱おうとするものだった。

差別されない権利の理論は、こうした問題意識に導かれ、発展してきた。近年の注目される論文として、Deborah Hellman, WHEN IS DISCRIMINATION WRONG?, Harvard University Press 2008 (邦訳『差別はいつ悪質になるのか』法政大学出版会・2018 年) があるが、ここでは、個人の尊厳を傷つける性質を持つ区別かどうか、こそが差別とそうでない区別を切り分ける重要な要素だとされている。

このように、差別されない権利は、形式的合理性を守る権利から、個人の尊厳という価値のための権利へと発展してきた。この権利に関する研究の問題意識は、被害者の自尊心や社会的な尊厳に着目するものが多い。

これに対し、プライバシー権は、次のように発展してきた。

プライバシー権とは、個人情報に関する権利一般を指す広い射程を持った概念だ。20 世紀に入り、新聞・テレビといったマスメディアが発達すると、著名人を中心に私生活情報や過去のスキャンダルなどが暴露され、生活の平穏が大きく害される事件が多発するようになった。こうした中、名誉権とは異なる個人の私生活や過去の前科などの個人情報を守る権利が必要だと考えられるようになった。裁判例としては、「宴のあと」事件判決 (東京地判昭和 39 年 9 月 28 日下民集 15 巻 9 号 2317 頁) が有名で、この判決は、「一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚える」事実の公開は、権利の侵害だと認定している。

そして、20 世紀の末になると、コンピューターによる情報処理技術が格段に進歩し、それまでにはなかったような個人情報の使い方に警戒しなくてはならなくなった。コンピューターに

デジタルデータとして記録された個人情報、紙と鉛筆で管理された情報に比して、検索・参照・共有等が遥かに容易だ。生活保護相談のデータが別の行政目的に利用されたり、学校の同級生の間でしか使われないはずの連絡網が流出しセールスに利用されたりする恐れが出てくる。

こうした状況を受け、世界各国は、個人情報をデータとして管理し利用する場合のルールを定めていった。そして、1980年9月23日、OECDは「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」(以下、OECDガイドライン)を採択した。さらに、OECDは、2013年7月11日にガイドラインを更新した。新ガイドラインは、21世紀に入ってからデジタル技術の発展・変化を踏まえ、より高度なセキュリティやデータ管理のガバナンス・監視のシステムが求めている。

プライバシー権の研究は、このように生活の平穏を図る権利の構成から、デジタルデータの適正管理を目指し発展してきた。

差別されない権利とプライバシー権のそれぞれの歴史を概観すると、それぞれ異なる問題を扱い発展してきたように見える。しかし、今日、両者を架橋して解かねばならない課題が発見されてきた。

例えば、OECDガイドラインの第二原則は「個人データは目的達成への関連性・必要性・正確性・完全性・最新性を保つ内容でなければならない(データ内容原則・Data Quality Principle)」としている。このうち、個人データの関連性・必要性の概念は、個人データの不当な利用の範囲を画する極めて重要な概念だ。例えば、例えば、大学入試で性別を考慮することは、目的との「関連性」がない。新たなスタッフを雇用する際に、候補者の性的指向を考慮するのは「必要性」に欠けるとも言われる。

しかし、なぜ大学入試において性別は「関連性」がないといえるのか。仮に、性別が、学業やその教育を踏まえた職業の活動に何らかの影響があるなら、「関連性」ありと評価してよいのか。こうした問題は、デジタルデータの性質を議論するだけでは解けない。それが差別にあたるかどうか、という視点を導入して検討すべき課題である。

他方、差別されない権利の適用にあたり、プライバシー権との関係を検討すべき場合も出てきた。当然のことながら、黒人差別をするには、相手が黒人かどうか、という「個人情報の取得」をして、その「個人情報を利用」する必要がある。そうすると、人種や性別に関する個人情報の取得や利用を当人の意思で制限できれば、差別されない権利の実現が飛躍的に充実する可能性がある。

以上の問題点、今後研究を掘り下げるべき点を発見したことも本研究の成果と言える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 木村草太	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 同氏合意による区別と平等権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77 - 83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 93巻9号
2. 論文標題 同氏合意による婚姻・戸籍作成の区別の合憲性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4 - 6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 26巻4号
2. 論文標題 差別とは何か	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一冊の本	6. 最初と最後の頁 10 - 16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 26巻5号
2. 論文標題 差別を捉える四つの規範	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一冊の本	6. 最初と最後の頁 10 - 16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 26巻6号
2. 論文標題 差別をする人はどんな行動をするのか?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一冊の本	6. 最初と最後の頁 12 - 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 25巻11号
2. 論文標題 学問の自律と憲法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 学術の動向	6. 最初と最後の頁 90-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 687
2. 論文標題 憲法と家族と相続税	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税経新法	6. 最初と最後の頁 3-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 91巻5号
2. 論文標題 判例時評 性同一性障害特例法の生殖能力要件の合憲性[最高裁平成31.1.23決定]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 29巻
2. 論文標題 空知太神社事件における「宗教とのかかわり合い」：宗教的性質への着目の有無[最高裁平成22.1.20判決] (特集 平成の憲法事件を振り返る)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 28-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 国民投票・住民投票の正統性：信仰から合理性へ (特集 「公共」をめぐる参加と訴訟) -- (「公共」にどのように参画するか)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 81
2. 論文標題 平等原則と非差別原則：原理・原則の対抗・競合・協働 (「原理・原則」をめぐる解釈論上の対抗)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 203-213
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 576
2. 論文標題 PTAの法律問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊司法書士	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 木村草太	4. 巻 452
2. 論文標題 平等権と違憲審査基準	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 34 - 38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木村草太	4. 巻 912
2. 論文標題 死刑違憲論を考える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 50 - 56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 木村草太
2. 発表標題 中央と地方の相克
3. 学会等名 全国憲法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 木村草太
2. 発表標題 平等権と非差別原則
3. 学会等名 日本公法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 梶村太市他編 木村草太	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240
3. 書名 離婚後の共同親権とは何か	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------